

# 「とちぎ結婚支援センター」の 入会登録料を補助します



**対象** 栃木市に住民登録があり、婚姻後も引き続き市内に居住することを希望している方で、4月1日以降にとちぎ結婚支援センターに入会した方

**補助額** 3,000円(1人2回まで)

**申請方法** とちぎ結婚支援センターの会員登録証、印鑑、振込先口座のわかるものをお持ちのうえ、総合政策課(市役所本庁舎3階3B-6窓口)へ。問合先 総合政策課 ☎(21)2303

## とちぎ結婚支援センターとは?

結婚を誠実に希望する独身男女のポジティブな婚活につながるよう、新たな出会いの機会を提供するセンターです。県や市町、関係団体が、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援するために設立した「とちぎ未来クラブ」が設置しています。

**入会登録料** 10,000円(登録期間:2年間)

**登録方法** ホームページ(<https://www.msc-tochigi.jp/matching/>)で入会申込みのうえ、ご希望のセンターで会員登録の手続きをしてください。

**宇都宮センター**(宇都宮市大通り) ☎028-688-0880  
・平日11時~20時、土日祝9時~18時、お盆・年末年始休業

**小山センター**(小山市中央町3丁目) ☎0285-38-7213  
・平日11時~19時、土日祝10時~18時、休業日:水曜日・お盆・年末年始



## 学生消防団活動認証制度

### はじめました



近年、サラリーマンとして働く消防団員の増加や、若年層の流出による団員の高齢化により、消防力の低下が、全国的に懸念されています。市では、消防団活動に取り組む若い人材を確保し、消防団組織の維持を図るため、4月から「学生消防団活動認証制度」を始めました。

この制度は、真摯かつ継続的に本市消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生などの功績を市長が認証することにより、就職活動を支援するものです。

制度の詳細は、市消防本部ホームページをご覧ください。また、下記問合先までご連絡ください。

**問合先** 市消防本部消防総務課 ☎(23)3527

## 相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合先
○弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言)	5月11日(金)、25日(金) 6月8日(金)、22日(金) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課 ☎(21)2122
	5月17日(木) 10時~12時	大平隣保館2階相談室/☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	6月18日(月) 10時~12時	藤岡公民館1階 研修室/ 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	6月26日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館2階 会議室/ 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	5月22日(火) 10時~12時	西方総合支所1階 会議室/ 西方市民生活課 ☎(92)0308
	6月21日(木) 10時~12時	岩舟総合支所1階 相談室/ 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
○法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	5月1日(火)、15日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれ あい館/社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
○宅地建物相談(事前に要予約) (土地・建物の売買や賃貸借、 所有と管理に関する相談)	5月18日(金) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課 ☎(21)2122
○市民相談 (日常生活の問題など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課 ☎(21)2122
○消費生活相談(商品やサー ビスなど消費生活全般の相談)	月~金曜日 9時~16時	入舟庁舎/ 消費生活センター ☎(23)8899
○合同相談 (行政相談・人権相談) ※移動県民相談も同時開設	5月8日(火)、22日(火) 10時~12時	本庁舎2階 市民相談室/ 市民生活課 ☎(21)2122
	5月17日(木) 10時~12時	大平総合支所1階 相談室/ 大平市民生活課 ☎(43)9211
	6月13日(水) 10時~12時	藤岡公民館1階 研修室/ 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
○人権相談	6月26日(火) ※ 10時~12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室/ 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	5月22日(火) ※ 13時30分~15時30分	西方総合支所1階 会議室/ 西方市民生活課 ☎(92)0308
	6月21日(木) ※ 13時30分~15時30分	岩舟総合支所1階 相談室/ 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
○いじめ相談電話	月~金曜日 9時~17時 ※土・日・祝日・時間外 は留守番電話・FAX	本庁舎/ 青少年育成センター ☎(24)0667 FAX(21)2690
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎/青少年育成センター ☎(23)6566 FAX(21)2690
○家庭児童相談(0~17歳の 子どもとその家族)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支 援課内) ☎(21)2227
○ドメスティック・バイオレン ス相談(配偶者等からの暴力)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎/ 子育て支援課 ☎(21)2229
○障がい児者相談 (福祉サービスの利用・障がい を理由とする差別・合理的配 慮及び虐待防止に関する相談)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎/ 障がい児者相談支援センター(障がい 福祉課内) ☎(21)2235、(21)2236、 (21)2208 FAX(21)2682
○就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時~21時 第1・3土曜日17時~21時 (※祝日を除く)	栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113
	第2・4月曜日13時~21時 第1・3土曜日13時~16時 (※祝日を除く)	大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191

## Happy 子育て 66

子育ては、チームワーク！  
子育て講座への参加を  
お待ちしております！



市では、6月~2月の間に、市内の全小学校や、希望のあった幼稚園・保育園・中学校などで「ハッピー子育て講座」を実施しています。講座では、それぞれの学校や園から要望のあったテーマに基づき、参加型親学習プログラムや、各方面の専門家を招いての子育てのお話など、様々です。  
「子育ては、年中無休。子ども一人一人みんな違い、日々の対応も変わり不安感に襲われることもあるでしょう。親も人間ですから、時には「もう投げ出してしまいたい!」とか「いつになったら、終わるの?」なんて思う瞬間もあるでしょう。一人で悩んだり、困ったりしていませんか? そんな不安がいっぱいな子育てに、この「ハッピー子育て講座」が少しでもお役に立てればと思っています。日々の子育てを振り返り、子育て中の親同士の楽しい時間も共有できればと思います。  
子育ては、一人で頑張り続けるものではありません。また、最初からベテランの親なんていません。家庭・地域・学校・みんな子どもを育てるチームなのです。ともに学びながら子育てをしていきましょう。チームワーク強化のために講座を利用してください。祖父母の方やお父さんの参加もお待ちしております。ぜひ、栃木市「ハッピー子育て講座」に参加ください。

生涯学習課 ☎(21)2490

## くらしの窓

### 消費者月間

近年、私たち消費者を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化し、消費者問題もますます多様化・複雑化かつ巧妙化し消費生活相談件数は増加傾向にあります。そのような中、消費問題について考えるため、毎年5月に行われているのが「消費者月間」です。  
消費者月間は、昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」(平成16年改正により法律名を「消費者基本法」に変更)の施行20周年を機に、昭和63年から行われています。今年度は「ともに築こう 豊かな消費社会」をテーマとし、期間中は、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行います。

「消費者基本法」では消費者と事業者との間には情報の質、量、交渉力に格差があり、消費者は迅速に被害の救済を受ける権利があると定められています。  
栃木市でも、消費者行政の推進をはかるため、平成24年4月に、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念の柱とした「栃木市消費生活条例」を、また、今年3月には、「第2次栃木市消費生活基本計画」を策定しました。計画では「消費者被害を未然に防ぐためには庁内担当課と消費生活センターなどの情報共有や消費者問題について協議、連携する事が必要」と考え、新たに担当者会議の実施を盛り込むなどし、「市民の消費生活の安定と向上」に向け取り組んでいます。

安全・安心で豊かな消費社会を実現するためには、一人ひとりが、消費者問題について、知り、考えることが大切です。それぞれが自らの役割について考え、行動していきましょう。  
消費生活センター(入舟庁舎内) ☎(23)8899



## 個人・法人・相続

に関する 国税、地方税の申告・遺言・会社設立相談対応します。

### 篠木税務会計事務所

税理士・行政書士 篠木 一夫  
税理士 渡邊 敬

〒328-0075 栃木市南都町2-15-25 オークハイビルF(栃木女子高テニスコート近隣)  
TEL 0282(22)6611 FAX 0282(22)6618  
E-Mail shinogi-kaikei@cc9.ne.jp

うつ病、手足の障害、人工透析、心臓疾患、がん など  
病気でお悩みの方、働けない方

## 障害年金

を申請してみませんか?

※多くの傷病が対象になります。  
※受給にはいくつかの要件があります。(原則20~64歳)

相談料  
0円

手続依頼後は料金が掛かります

☎0282-45-1709  
吉見社会保険労務士事務所  
栃木市大平町西野田363-5 セントラルビルB

ご依頼は実績豊富な  
社会保険労務士へ!

地元の栃木ガスに、何でもお気軽にご相談ください!!

## ガス器具から リフォームまで! ガス展

6月2日(土)・3日(日)

城内町 栃木ガス特設会場にて開催  
皆様のご来場、心よりお待ちしております!

Gas One 栃木ガス株式会社  
栃木市城内町2-2-23 TEL 0282-22-2939